

マイナ保険証ならびに資格確認書の取扱いにかかる覚書

大阪港湾健康保険組合（以下「組合」）と事業所（以下「事業所」）は加入者の健康保険証利用登録を完了したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）ならびに資格確認書にかかる事務について、マイナ保険証の利用登録状況等を「共同利用」する。
これに伴い、以下のとおり覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

マイナ保険証ならびに資格確認書にかかる事務を円滑に進め、加入者が切れ目なく保険診療を受けられることを目的とする。
また、一人でも多くの加入者がマイナ保険証を持つことで、資格確認書の交付・回収にかかる「事業所」ならびに「組合」双方の事務負担やコストの軽減を目的にマイナ保険証の取得促進を行う。

2. 共同利用

上記目的を達成するため、「組合」および「事業所」は共同で利用するデータ項目について以下のとおり定める。
情報集出年月日、対象者氏名、健康保険の記号・番号・枝番、資格確認書の交付状況
マイナ保険証の利用登録状況、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限等

3. 留意事項

利用目的をマイナ保険証ならびに資格確認書にかかる事務の円滑化、マイナ保険証の取得促進に限定し、「組合」から「事業所」に対して情報を提供することとする。
また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、加入者への周知を徹底する。

4. 費用負担

「組合」および「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用（郵送代等）を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「組合」および「事業所」は、本覚書を証とするため2通作成し、双方記名捺印のうえ各1通を所持する。
本覚書は、令和7年9月1日より有効とする。

令和7年 月 日

大阪港湾健康保険組合
理事長 川田 茂実 

事業所名：
代表者名： 